

【ポスター発表】

不登校児をめぐる子どもの権利

ー不登校経験者へのインタビューから考える支援の在り方ー

種智院大学 福井未来 (010238)

キーワード3つ: 不登校, 子どもの権利条約, 独立アドボケイト

1. 研究目的

文部科学省の報告によると、令和5年度に不登校となった小中学生は34万6482人で、過去最多を更新しており、不登校問題はますます深刻さを増している。本研究では、義務教育段階で不登校を経験した大学生へのインタビューを通じて、彼らの語りの中から人権に関わる経験を抽出し、それを国が批准する「子どもの権利条約」との関連において分析することで、子どもの権利保障の観点から不登校問題の理解と対応のあり方を再検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

インタビューは、不登校経験をもつ大学生2名を対象とした半構造化面接法を用いて対面で実施した。実施期間は2025年5月であり、時間は一人60分程度とした。内容としては、人権に関する問いは設けず、不登校の経過やきっかけ、学校や周囲の対応や支援、当時の思いや現在の捉え方について幅広く語ってもらった。調査対象者が語る教育現場での経験の意味と、それが示唆する人権上の課題を捉えることを目的とするため、内容を分類・コード化する手法は採用していない。語りの中に含まれる人権に関する言動に注目し、それらを原文に近い形で記述・引用しつつ、「子どもの権利条約」との関連性を考察した。

3. 倫理的配慮

調査対象者に対して、研究目的と概要を説明し、協力は任意であり、協力しない場合でも不利益を被らないこと、同意はいつでも撤回できる旨も説明に加えた。また、本人が特定されないよう、個人情報の保護とデータ管理の徹底も説明した。説明は文書と口頭で行い、協力に同意した場合にのみ同意書に署名をしてもらった。所属機関に研究倫理審査委員会がないため倫理審査を受審していないが、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規定および研究ガイドラインを遵守して実施した。なお、本研究に関連したCOIは生じない。

4. 研究結果（インタビュー抜粋）

(1) Aさん 中学1年は半分ほど欠席し、中学2年でも断続的に欠席していた。「苦手なものもみんなの前でやらなければならない。みんなにどう思われるか怖かった。」「校門から入れず、家に帰り部屋を閉めて泣いた。」「精神的にぐちゃぐちゃだった。」「急にお腹が痛くなったりしていた。」その当時理由を聞かれても、「なんでと思った。気持ちの言語化難しかった。」「自暴自棄になり、学校の壁を殴り、手を傷つけた。」嫌がる自分と、無理

やり教室に入れようとする先生の押し合いが続いた。「そこまで嫌がる子に、そこまでしなくてもいいんじゃないかと今は思う。」

(2) Bさん 小学校3年の転入時、新しい人間関係にしんどくなり、徐々に登校できなくなった。「担任が家に押しかけて、無理やりパジャマを脱がして着替えさせて学校に連れて行こうとした。」「教頭も一緒に来て、僕を羽交い絞めにして、着替えさせたこともあったので、大人が怖くなった。」「僕のことは聞かず、興味がないんだと思った。学校行った方がいいよとしか言わない。」不登校の理由は、「俺もわからんって感じだった。」

5. 考察

子どもの権利条約第3条においては、「子どもの最善の利益」が主として考慮されるべきであると明記されている。しかし、精神的に不安定であったAさんや、人間関係に疲れ果てていたBさんにとって、その時点においては登校が最善の利益であったとは考え難い。登校しない選択も、子どもの権利の一部として大切にされるべきであり、その上で「教育を受ける権利」や「成長発達の権利」の保障の方法が包括的に検討されることが望ましい。また、無理に教室へ連れて行く、服を脱がせて着替えさせるといった行為は、第19条が禁じる「身体的または精神的な暴力」に該当する可能性がある。さらに、第12条の「意見表明権」では、子どもが自由に意見を表明し、それを適切に考慮される権利が保障されているが、2人とも、学校には行けないという意味を示していたにもかかわらず、その声を受け止めようとする教員の姿は見えなかったと語っている。児玉(2015)は、子どものSOSを見逃すことで二重の人権侵害が起きることを指摘しており、言葉にならない思いや態度に心を傾け、意見形成・意見表明・意見実現支援を行うことも必要だと思われる。

2人が当時支えられたと感じた存在には、小中学校の教員は含まれていなかった。これは、学校現場において子どもの声に真摯に向き合うことが、制度や組織の論理により、教員には難しい現状を示唆している。渡邊(2015)は、スクールソーシャルワーカーが学校関係者等の意向を踏まえざるを得ず、子どもの代弁に困難を抱えていると指摘している。また、スクールカウンセラーも学校方針のもとで活動している側面があり、こうした構造も子どもの声が届きにくい要因と考えられる。今回の語りは8～13年前の体験であるが、現在の学校現場においてもなお、不登校対応には人権の観点からの課題が残されている可能性がある。教員には組織的な制約とともに時間的な制約もある。組織とは異なる立場で子どもの意見を聞き代弁する、独立アドボケイトの存在が求められる。

引用文献

- 柿田義明(2019)スクールカウンセラーが機能性を高めるためのプロセスの検討—外部性と内部性の両立— 創価大学大学院紀要 40, 169-187
- 児玉勇二(2015)子どもの人権と人権保障—いじめ・障害・非行・虐待事件の弁護活動から— 明石書店
- 渡邊隆文(2015)学校現場におけるスクールソーシャルワーカー活用事業の導入期にみる困難性—学校支援者とのパートナーシップに焦点を当てて— 健康科学大学紀要 11, 59-72